

従業員が業務上でケガをした場合の病院での治療費に健康保険は使えません。

※事業主は国の労災保険に加入し、従業員の労務災害等の備えを行うことが義務付けられています。正社員、パート、アルバイトに関わらず一人でも労働者を雇っていれば加入義務があります。※「労災隠し」が発覚した場合、処罰されることがあります。



◇商工会では、労災保険を含む労働保険に関する事務代行を行っています。<労働保険事務組合>

【事務代行の内容】

- ・事業主の労働保険（労災保険・雇用保険）への加入手続き
- ・従業員の雇用保険（雇入れ、離職）の手続き
- ・労働保険の計算、申告（年度更新）など。

当商工会が行う労働保険事務組合は、中小企業等の事務代行を安価で行う厚生労働省の認可を受けた事業です。まずは、お気軽にお問合せください。

電話でのお問い合わせは、 01267-2-2249

メールでのお問い合わせは、 mikasa@rose.ocn.ne.jp